

使用許可申請の流れ

以下の素材使用規定をお読みいただき、ご同意いただけましたら、「素材使用許可申請書」にご記入の上、弊社あてにファックス（03-6459-1614）またはe-mail（mail@oshima-pro.jp）でお送りください。ご不明な点は弊社までご連絡ください。

素材使用規定（2023年4月改訂）

株式会社大島渚プロダクションが権利を有する映像および写真素材を放送・出版等に使用する際には、以下の点を遵守してください。

●放送における映像・写真使用の場合

クレジット	①作品名（公開年度）②監督名を必ず明記してください。 例…「戦場のメリークリスマス」（1983） 監督:大島渚
基本使用料金	初回放送および2週間までの見逃し配信を含みます。 ◆映像使用：1作品につき1分以内100,000円（税別）、以降30秒超過ごとに20,000円（税別） ◆写真使用：1点につき20,000円（税別）
再放送	料金は1回の再放送につき初回放送の50%とします。
オンデマンド放送	料金は初回放送の50%とします。期間に制限はありません。
海外での放送	作品により、別途、海外の会社の許諾を得ていただくものもあります。詳細はお問合せください。
配信	2週間を超えて配信を行う場合、料金は初回放送の50%とします。期間に制限はありません。
番組販売	ローカル放送での放送後に、系列地方局へ番組販売する場合は、地方局から改めて申請を行ってください。
使用条件	映像の加工・改変は一切認めません。（静止、スローモーション、DVEによる加工、画面サイズの変更、無音声での使用、別の音楽をかぶせての使用など、加工・改変は不可とします。）ただし、映画の内容を損なわない範囲の編集（カット編集のみ）と、映画を説明するために適切なナレーションをかぶせて放送することは可とします。その場合、大まかな編集内容及びナレーション内容を事前にお知らせください。
素材	◆映像：弊社からの貸し出しはいたしません。市販のDVD素材から放送用素材にコピーしてお使い下さい。 ◆写真：弊社よりデータの貸し出しをいたします。ご使用後はデータの削除をお願いいたします。
使用報告及びDVDの提出	放送終了後2週間以内に、使用秒数の報告と番組DVDをご提出ください。
権利処理	使用に際して必要と判断され得る権利処理は、すべて申請者の責任と負担において行ってください。なお、大島渚は日本映画監督協会に所属していますので、連絡の上、所定の手続き及び支払いを行ってください。 日本映画監督協会（www.dgj.or.jp、電話03-6721-0955）

●出版における写真使用の場合

クレジット	①作品名（公開年度）②監督名を必ず明記してください。 例…「戦場のメリークリスマス」（1983） 監督:大島渚
基本使用料金	1点につき20,000円（税別）
写真素材	弊社よりデータの貸し出しをいたします。ご使用後はデータの削除をお願いいたします。
掲載物の提出	発売後2週間以内に、掲載物をご提出ください。
権利処理	使用に際して必要と判断され得る権利処理は、すべて申請者の責任と負担において行ってください。